

就学援助制度について

丹波市では、お子さまが小・中学校に通学されるうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費などを援助する就学援助制度を行っています。

希望される方は、いつでも学校で受け付けておりますので、事務室または担任へ申し出てください。関係書類をお渡しいたします。

お気軽に、事務室にお尋ねくださいね。

就学援助の内容

- 学用品費等……(定額)
- 新入学用品費…新1年生で4月1日付認定者が対象(定額)
※前年度に中学校新入学準備金の支給又は他市町村にて同様の費目の支給を受けた場合を除く。)
- 中学校新入学準備金…1月1日に認定されている小学6年生(上記同額)
- 校外活動費……校外活動に必要な交通費・見学科料の一部
- 修学旅行費……修学旅行に必要な経費(実費)
- 医療費…………特に歯治療での保険診療分の自己負担額
- 安全対策費……自転車損害賠償保険・通学用ヘルメット費用として(定額)
- 学校給食費……学校給食費(実費の半額)

就学援助を受けることができる方(次のいずれかに該当する方)

- ◆生活保護を受給されている方
- ◆児童扶養手当を受給されている方
- ◆以下の世帯合計所得の基準に該当する方(その他、経済的理由により就学が困難の方)

※【R7.4～8月分】 世帯全員のR5.1～12月までの所得の合計金額により審査されます。

※【R7.9～R8.8月分】世帯全員のR6.1～12月までの所得の合計金額により審査されます。

※「給与所得の源泉徴収票」の所得金額は、給与所得控除後の金額です。

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人
所得基準(円)	2,145,000 以下	2,476,000 以下	3,098,000 以下	3,364,000 以下

5人以上 1人増えるごと ≪1人につき加算額 443,000円≫
3,364,000円+(443,000円×追加人数)

・住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなされます。